宇治市教育委員会定例会会議録

日 時　令和８年５月２９日（金）　午後６時３０分　開議

場 所　宇治市役所 大会議室

会 議 日 程

日程第１　会議録署名委員の指名について

日程第２　報告

日程第３　報告第８号　　専決事項の報告について

日程第４　議案第１２号　宇治市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定するについて

日程第５　議案第１３号　宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則を制定するについて

日程第６　議案第１４号　令和８年６月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教　育　長	木 上 晴 之
（教育委員）	
教育長職務代理者	加賀爪　毅
委　　員	中 筋 斉 子
委　　員	小 山 栄 子
委　　員	左　聡一郎

（出席職員職氏名）

教 育 部 長	秋 元　尚	教育部副部長	川 崎 吉 隆
教育総合推進センター長	武 田 義 博	教育総務課長	渡 邉 聖 介
学校管理課長	宮 山 博 輝	生涯学習課長	福 山 誠 一
博物館管理課長	家 塚 智 子	学校教育課長	安 留 岳 宣
学校管理課副課長	山 口 圭 輔	生涯学習課副課長	綿 引 健 文
学校教育課副課長	葛 山　雅	学校教育課総括指導主事	一 井 洋 史
学校教育課主幹	中 村 清 美		

（書記職員職氏名）

教育総務課副課長	亀 井 明 美	教育総務課主任	小谷野里紗

教育総務課主事　久 保 孝 太

開　　会　（午後６時３０分）

○**開会宣言**　教育長が５月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第１**　会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第１３条第３項の規定により、加賀爪委員を指名する。

○**日程第２**　報告

（１）文教・福祉常任委員会（令和８年５月１２日）について
（２）令和８年度宇治市教育研究員事業について
（３）令和８年度宇治市教職員研修講座について
（４）「要望書」等について
（５）宇治市教育委員会後援事業について

以上５件を報告する。

（１）文教・福祉常任委員会（令和８年５月１２日）について

［説　明］

①　宇治市総合野外活動センターの指定管理者の選定方法等について

○谷上　晴彦　委員

・公募ではなく非公募でよいのではないか。選定時の基準は。
・利用料金制のメリットがあるのか。
・労働条件への配慮について。
・賃金に関するリスク分担があるのか、労働者の賃金等を保障する必要があるのではないか。

○加勢　京子　委員

・野外活動センター以外の法人の応募の可能性について。
・新規の提案事業者等に求めることについて。

○真田　敦史　委員

・前回は申込まではいかなかったが、興味を示した法人はあったのか。
・応募を増やすための教育委員会としての努力も必要ではないか。
・利用料金制の収支は、当初予定に近づいているのか。

○宮本　繁夫　委員

・選定委員会でどういう議論がされたのか分かるものはないのか。会議録はいつ公開されるのか。

・委員会で出た意見について。
・公益財団法人とはどういった法人か。一般財団法人とはどう違うのか。
・指定管理料の積算について。
・財務計画を加味するのか。
・指定管理料の精算方法方式について債務負担額はどうなるのか。
・一定の予定価格を示す仕組み、人件費の高騰に対する対応について。
・市場原理の競争のみに委ねて公募し、運営していく施設ではないと考える。

②　土佐光則筆「源氏物語画帖」の寄贈について

○真田　敦史　委員

・任天堂から寄附につながった経過について。
・調査研究に当たって保管場所がどこか。
・市民に向けて価値について知らせるとともに、源氏物語ミュージアムの新しい魅力となるようなプランニングを考えてほしい。

［質　疑］　なし

（３）令和８年度宇治市教育研究員事業について

［説　明］

研究員は、本市学校教育の充実・振興を図り、教職員の積極的な教育研究活動を推進するために、（１）学校教育の現状と課題及び教育内容と指導方法に関する調査・研、（２）生涯学習センターが実施する各研修講座の教材作成等の協力、（３）宇治市教育委員会が依頼する調査・研究を行っている。

今年度も、「授業づくり研究部会」と「幼小中学びに向かう力研究部会」の２つの研究部会を設置した。総数１８名の研究員に委嘱し、各部とも精力的な活動を期待している。

本市教育の重要課題である「学力向上」のための研究として、「授業づくり研究部」では、「ＩＣＴを効果的に活用した授業設計力の向上」をテーマに、授業改善・授業づくりに取り組んでいく。具体的な研究方法は、①各研究員が自ら重要単元を設定し、単元計画の段階からの市指導主事による指導助言のもと、年間３回の授業参観を実施。その後、指導助言を含めた協議を行う。②年間３回のうち１回は、他研究員の参加のもと、東京学芸大学大学院 教育学研究科 川﨑誠司教授の指導のもと、授業カンファレンスを実施する。令和８年度は、授業を行う研究員１１名で年間３３回の授業参観のうち、１１回の授業カンファレンスを実施する予定である。「授業カンファレンス」とは、①主に他研究員の観察者による、子どもの反応と授業者の言動をみる授業観察、②授業者に対して、観察者が感じた授業改善につながる疑問の投げかけ、③授業者による回答のやりとりの中で、観察者と授業者の授業に対する多角的な理解、主体的な気づきや成長を促す手法である。

また、「幼小中学びに向かう力研究部」では、「幼児期の教育から小中学校教育を見通した資質・能力の育成」をテーマに、幼稚園の教員と小学校・中学校の教員が協働で研

究に取り組んでいく。具体的な研究方法は、参観の視点を明確にして、授業参観と事後の研究協議を実施する。その際、参観と研究協議で得た気づきを次回の授業参観・研究協議につなげること大切にし、就学前の学びを就学後の学びにつなげるという視点をもって、幼稚園・小学校・中学校の順で参観・研究協議を行い、気づきや知見を広げていく。

研究成果については、冊子を作製して配付を行うとともに、研究員による研究発表の場を設けた教職員研修を行うなど、市内全教職員の指導力向上となるよう周知を図っていく。

［質　疑］ なし

（４）令和８年度宇治市教職員研修講座について

[説　明]

本市学校教育が抱える様々な課題について研修を深め、指導力の向上を図ることを目的として教職員研修講座を計画し、今年度は１０講座を予定している。内訳は、「職務や教職経験年数別研修講座」として、校園長・副校長を対象にした「管理職研修講座」、初任者を対象に教育力向上をねらいとした「初任者研修講座」、中堅となる教員を対象にした「人権教育研修講座」を計画している。

「管理職研修講座」については、教育の重点の一つである、保幼こ小連携・接続の推進について、管理職の意識の向上が重要だと考えていることから、教育総合推進センターと乳幼児教育・保育支援センターが一体となった研修を行うことを予定している。

次に「専門研究研修講座」として、学力向上に係る「学力向上研修講座」、「学校図書館活用講座」、「ＩＣＴ活用研修講座」、特別支援教育に係る「特別支援教育研修講座」を計画している。部活動指導員対象の「部活動指導員研修講座」は、５月２１日にすでに開催した。

宇治市教員の資質能力の向上、質の高い教育の提供の観点から本市教育の課題等について学ぶ研修の機会確保は重要だと考えており、今後も内容等を精査・充実させ、開催していく。

［質　疑］

［委　員］　「人権教育研修講座」について、具体的な内容が決まっていたら教えて欲しい。

［事務局］　詳しい内容についてはこれから精査するが、人権教育の基本・本市における人権教育の課題について理解を深め、自他を大切にする人権教育の在り方を研修できる内容としたい。

（５）「要望書」等について

[説　明]

京都府宇治久世歯科医師会及び宇治久世学校歯科医会より、４月２２日付「要望書」の提出があった。内容は、１歳８か月・３歳児健診での親子健診について、小中一貫校でのフッ化物洗口の中学生までの拡大についての要望である。

［質　疑］

［委　員］　親子健診ということだが、保護者も健診を受けるのか。

［事務局］　現在は子どものみが対象だが、乳幼児健診には必ず保護者が同伴するため、同伴の際に一緒に健診を受けてもらえたら親子共々歯の健康につながることから、拡充を要望された。

［委　員］　小中一貫校での中学生までの拡大ということだが、小中一貫校以外の中学校では実施されているのか。

［事務局］　要望の中では、小中一貫校での中学生までとなっているが、小中一校以外の中学校においても中学生は実施が無く、小学生のみを対象としている。これまでは小学生のみだった補助対象を、京都府が昨年から中学生まで対象としたという動きもあり、まずは小中一貫校からが取り組みやすいのではという要望と認識している。

（５）宇治市教育委員会後援事業について

［説　明］

７月１１～１２日に、一般社団法人日本こどもの才能発見協会が、生涯学習センターで開催します「おみせやさんごっこ～はたらくってなに？～」のほか１１件、合計１２件の事業について後援を承認した。

［質　疑］ なし

○日程第３　報告第８号　専決事項の報告について

［説　明］

本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第４条第１項第２号並びに第４号の規定により、専決処分を行い、同規則第４条第２項の規定により報告する。

まず、専決第４号「宇治市教育委員会職員の任免について」は、職員退職に伴い、宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免を行った。

次に、専決第５号「宇治市就学支援委員会委員の任命又は委嘱について」である。就学支援委員は、障害のある児童、生徒及び就学前の幼児に対し、就学に係る教育相談等の就学支援を行っている。今回５月１日付で６８名の委員の任命又は委嘱を決定した。

次に、専決第６号「宇治市立幼稚園就園支援委員会委員の任命又は委嘱について」である。就園支援委員は、宇治市立幼稚園に入園を希望する障害のある幼児に対し、就園に係る教育相談等の就園支援を行っている。今回５月１日付で１０名の委員の任命又は委嘱を決定した。

次に、専決第７号「宇治市部活動地域展開推進委員会委員の任命又は委嘱について」である。宇治市部活動地域展開推進委員会委員は、部活動の段階的かつ円滑な地域展開に向けた課題を整理し、地域と連携した持続可能な新たな仕組みを推進していくための検討を行っている。今回５月２５日付で１１名の委員の任命又は委嘱を決定した。

［質　疑］　なし

○日程第４　議案第１２号　宇治市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定するについて

［説　明］

本規則は、宇治市公民館の使用許可等の申請について、利用者の利便性の向上を図るため、京都府・市町村共同施設案内予約システムを通じて、インターネットを利用し、その申請ができるよう所要の改正を行うとともに、その他文言の整理を図るものである。本日の定例教育委員会で可決され次第公布し、令和８年７月１日から施行する。

［質疑・討論］

［委　員］　２４時間受付が可能なのか。

［事務局］　２４時間申請は可能。申請されたら一旦仮予約の状態になり、申請内容を教育委員会で確認して、問題なければ承認する。

［委　員］　同じ時間帯で申請が重複した場合、どちらが優先されるか基準はあるか。

［事務局］　先に申請された方が優先される。システムだけでなく窓口申請も継続するため、申請時間を確認しながら承認する。

［採　決］　採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第５　議案第１３号　宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則を制定するについて

［説　明］

本規則は、宇治市生涯学習センターの使用許可等の申請について、利用者の利便性の向上を図るため、京都府・市町村共同施設案内予約システムを通じて、インターネットを利用し、その申請ができるよう所要の改正を行うとともに、その他文言の整理を図るものである。本日の定例教育委員会で可決され次第公布し、令和８年７月１日から施行する。

［質疑・討論］

［委　員］　貸出できない場合をまとめた書類はあるか。また、申請期間の点から公平性は保たれるのか。

［事務局］　使用する部屋によって申請期間が異なり、第１ホールは１年前から、第１ホール以外の部屋は半年前から申請が可能。行政が使う場合は申請期間前から予約可能だが、行政以外は申請期間内とする。

また、公序良俗に反する場合等は使用できないが、それ以外は基本的に使用可能。ただし、営利目的で使用の場合は使用料が倍になるといった規定はある。社会教育・生涯学習を目的とする使用であれば使用してもらえる。条例に規定がある。

［委　員］　騒音等の問題は、制限の基準が難しく、使用者同士の揉め事に発展することもあるため、精査して欲しい。

［事務局］　音楽や楽器使用に関して条例の定めは無いが、そういう場合は防音設備のある第１ホールを案内し、他の部屋での利用はお断りしている。話し声や歌声等は事務局で一定の取り決めをしており、利用者にも説明できるようにする。

［採　決］　採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第６　議案第１４号　令和８年６月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

［説　明］

本件は、令和８年６月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき、宇治市長から５月２９日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。内容は３件あり、順に説明する。

１件目の「宇治黄檗学園体育館空調設置ほか改修工事の請負契約を締結するについて」説明する。本件は、令和８年５月１８日の条件付き一般競争入札の結果に基づき宇治黄檗学園体育館空調設置ほか改修工事に係る請負契約を締結するもので、契約金額は２億４千９１２万８千円、契約の相手方は、株式会社ウチラ　代表取締役　内良　親正である。

２件目の「広野中学校体育館空調設置ほか改修工事の請負契約を締結するについて」説明する。本件は、令和８年５月１８日の条件付き一般競争入札の結果に基づき、広野中学校体育館空調設置ほか改修工事に係る請負契約を締結するもので、契約金額は２億１７５万８千７００円、契約の相手方は、株式会社彩光　代表取締役　山口　正宏である。

３件目の「木幡中学校体育館空調設置ほか改修工事の請負契約を締結するについて」説明する。本件は、令和８年５月１８日の条件付き一般競争入札の結果に基づき、木幡中学校体育館空調設置ほか改修工事に係る請負契約を締結するもので、契約金額は２億６千２９０万円、契約の相手方は奥田建設工業株式会社　代表取締役　児玉　純子である。

以上３件は、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、契約締結にあたり議会の議決を得るため提案する。

［質疑・討論］

［委　員］　工事の完了時期は決まっているか。また、入札の会社は宇治市内業者という決まりがあるのか。

［事務局］　工事期間について、中学校には屋内運動場の建物が２つあり、２つ同時に使えない状況を避けるようにそれぞれの工期をずらして実施する。そのため、７月に工事に着手し、終了は来年６月を予定している。業者は宇治市内業者に限って発注している。

［委　員］　工期に関しては、現在の世界情勢を踏まえて、資材が入手できない等の理由で工期が延び、追加予算が必要になる可能性も出てくるのかと思った。市内業者で工事が実施されることは、市の一体感があり賛成。

［事務局］　機器自体は入手できる見込み。接着やパイプ関係は不安な面もあるが、業者との契約締結後に調整していきたい。

［採　決］　採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言　教育長が５月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉　　会　（午後７時０５分）